

特定空家等の略式代執行に伴う公告について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、法第22条第3項の規定による措置を命ぜられる者を確知することができないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月1日

四條畷市長 東 修平



記

1 建築物の敷地の所在地

四條畷市楠公一丁目7-11番8

2 建築物の家屋番号等

家屋番号：四條畷市楠公一丁目7-11番4の1

種 類：居宅

構 造：木造瓦葺2階建

床 面 積：1階18.57㎡ 2階15.73㎡

3 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建築物の除却

4 3の措置が必要となる理由

屋根及び外壁の劣化が進んでおり、屋根等の崩落等により、通行人等に被害を及ぼす恐れが高い。このことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態に該当するため。

5 措置の期限

令和6年7月31日

期限までに措置が履行されない場合、法第22条第10項の規定により四條畷市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

6 動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先へ通知すること。

7 問い合わせ先

四條畷市都市整備部都市政策課

電話番号：０７２－８７７－２１２１